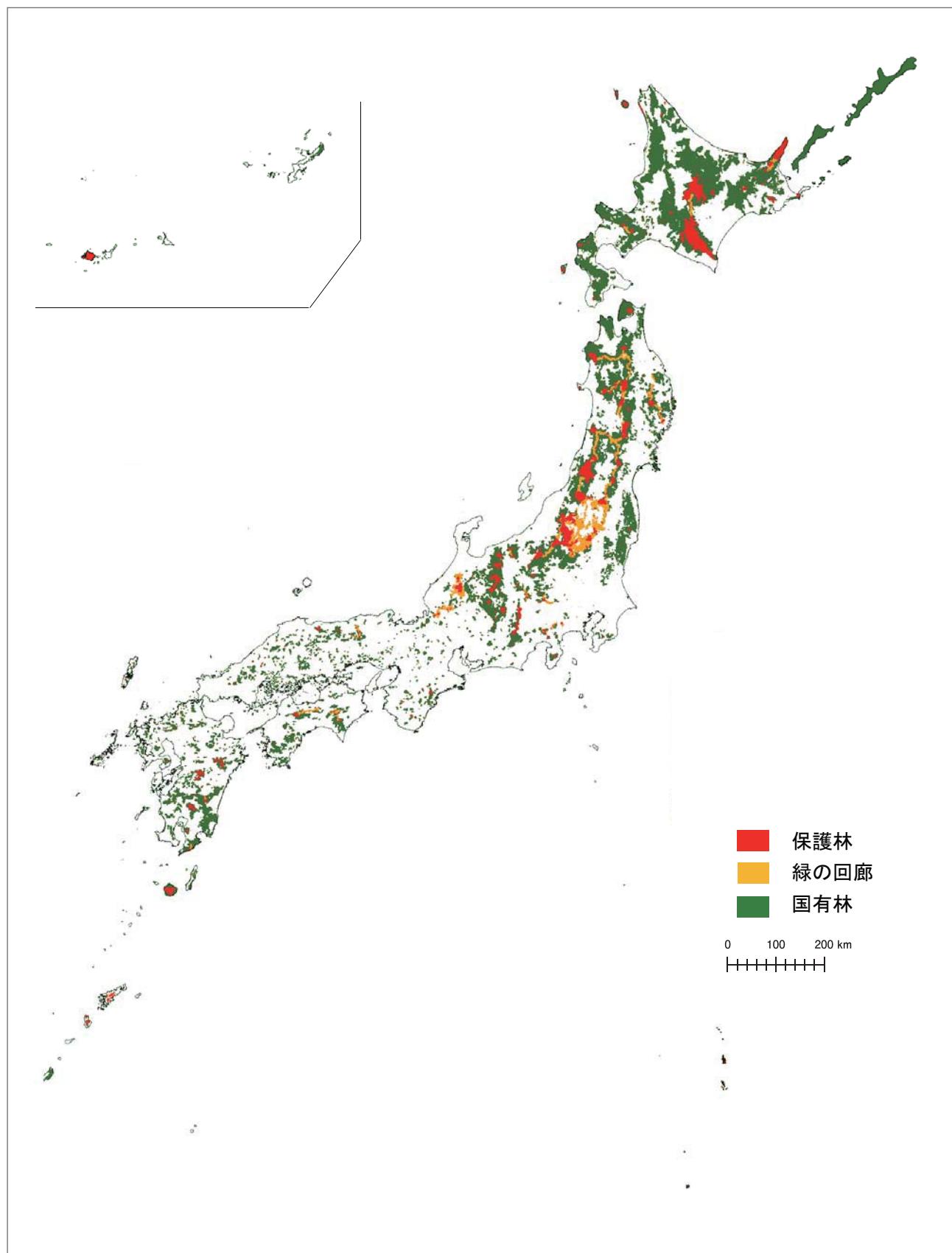


■ 保護林・緑の回廊の配置(平成 27 年 4 月時点)



1 はじめに

2 モニタリングの全体像

3 モニタリングの具体的な手順

4 モニタリング結果の公表

5 Q & A

卷末資料

2 保護林制度の沿革



Point!

国有林独自の制度として、国立公園法や史跡名勝天然記念物保存法の制定に先駆けて、大正4年(1915年)に制定されました。

保護林制度は、学術の参考、風致の維持、高山植物保存等に資する国有林を保護するために、大正4年に国有林独自の制度として制定されました。制定後、大正から昭和初期にかけて設定された保護林の多くは、後に制定された国立公園法(昭和6年制定、自然公園法の前身)や史跡名勝天然記念物保存法(大正8年制定、文化財保護法の前身)に基づく自然公園や天然記念物にも指定されています。

平成元年には、保護林内に核心地域と緩衝地域を設定して保護・管理するゾーニングの考え方を取り入れる等の制度改正を行いました。このとき新設された保護林区分の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産等の価値を将来にわたり守るために設置され、知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保護林のほぼ全域が、世界自然遺産となっています。

近年の森林の生物多様性に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見の蓄積を踏まえ、平成26年6月から平成27年2月にかけて保護林の課題等の点検・整理を行う「保護林制度等に関する有識者会議」を開催、同会議で取りまとめられた報告を基に、平成27年9月に保護林制度の改正を行いました。

この改正では、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分を導入することとし、7区分あった保護林を「森林生態系保護地域」「生物群集保護林」「希少個体群保護林」の3区分に再編しました。また、自立的復元力を失った森林を、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導する「復元」の考え方の導入、専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制の構築等を行いました。

■ 保護林の沿革

	保護林	保護林をとりまく情勢
大正4年	保護林制度発足、霧島等に保護林設定	
大正5年	上高地、白馬等に保護林設定	
大正8年		史跡名勝天然記念物保存法制定
昭和6年	重複する保護林を一部解除	国立公園法制定
昭和22年		林政統一
昭和48年	「国有林野における新たな森林施業」をとりまとめ 公益的機能の維持増進に向け政策転換、保護林を増設	
昭和61年	生物遺伝資源保存林を新設	
昭和62年	「林業と自然保護に関する検討委員会」発足 知床、白神山地等における伐採問題が契機	
平成元年	保護林制度全面改正 森林生態系保護地域等を新設	
平成7年		生物多様性国家戦略策定
平成12年	緑の回廊制度新設 保護林を中心に回廊を形成し、野生生物の移動経路を確保	
平成13年		森林・林業基本法改正 多面的機能の持続的発揮に政策転換
平成20年		生物多様性基本法制定
平成22年	保護林制度改正 モニタリングの実施規定の追加等	
平成25年		国有林野事業が一般会計化
平成27年	保護林制度全面改正 保護林区分・管理体制の再編、復元の導入等	

■保護林の種類と推移

● 大正 4 年 山林局通牒「保護林設定二関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和 62 年 10 月～63 年 12 月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

● 平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成 20 年 12 月～21 年 7 月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

● 平成 22 年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正（局設定可能）
- ・モニタリング規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成 26 年 6 月～平成 27 年 3 月)

● 平成 27 年 「保護林設定管理要領」

- ・森林生態系保護地域
- ・生物群集保護林
- ・希少個体群保護林



1 はじめに



2 モニタリングの全体像



3 モニタリングの具体的な手順



4 モニタリング結果の公表



5 Q & A



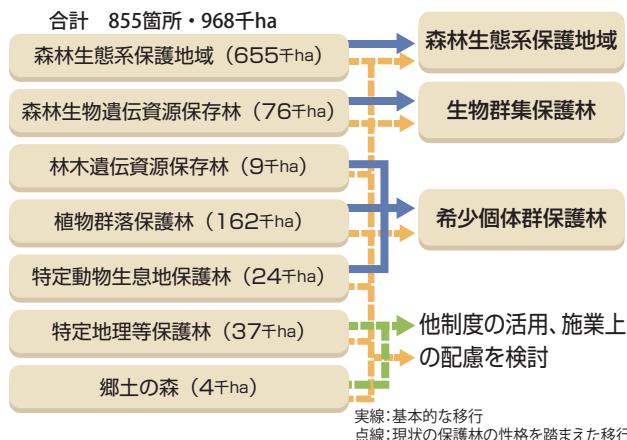
卷末資料

■保護林制度改正(平成27年9月)のポイント

趣旨：生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1.保護林区分の再構築

管理体制の簡素・効率化



2.管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ



②モニタリング実施間隔の変更

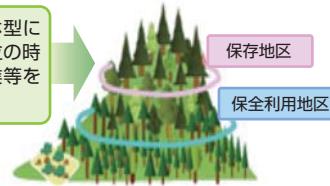


生物多様性保全手法の高度化

3.復元の導入(生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえつつ、必要な森林施業等を継続して実施

定められた目標林型に向けて100年単位の時間軸で必要な施業等を実施



4.野生生物保全管理手法の導入(希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における擾乱が個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：
管理委員会での検討を
ふまえ、生育地拡大を図る
ため、生育地に隣接する
林分を伐採し、更新・増殖
に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

消滅が懸念される個体群
遺伝的に関係性を持つ個体群
生育・生息地
更新適地

■保護林制度の根拠

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）

(地域管理経営計画)

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「地域管理経営計画」という。）を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3・4 (略)

○国有林野管理経営規程（平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号）

(計画事項の細目)

第4条 法第6条第1項の地域管理経営計画において定める事項の細目は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

ア・イ (略)

ウ 特に保護を図るべき森林に関する事項

エ その他必要な事項

(3)～(8) (略)

(計画の細目等)

第12条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(7)～(9) (略)

3 モニタリングの概要

(1) モニタリングの位置付け



Point!

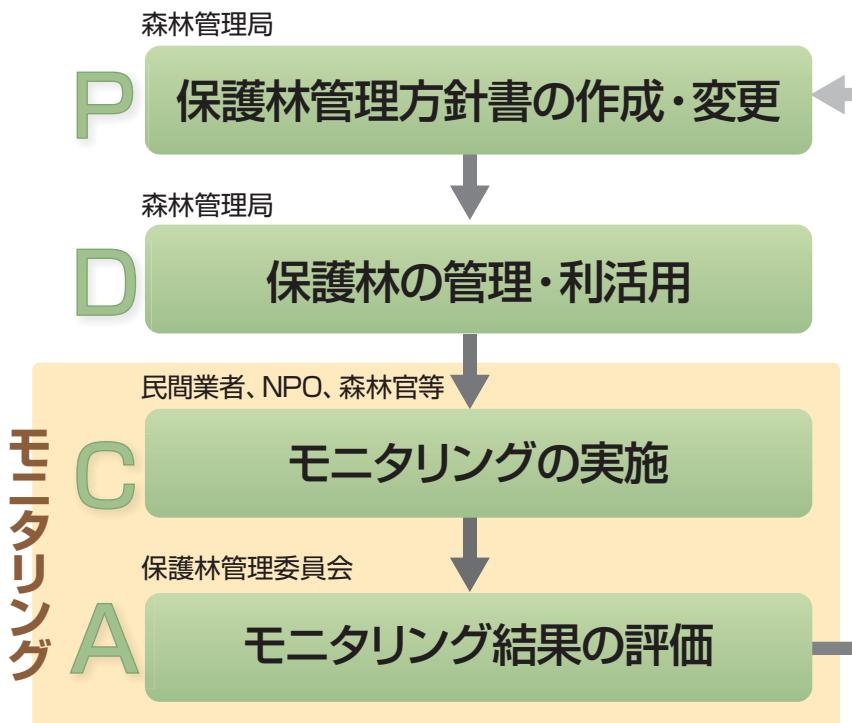
適切に保護林を保護・管理するため、順応的管理の考え方に基づいた継続的なモニタリングを行うことが重要です。

モニタリングは、保護林設定後の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため、この「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査です。

保護林の保護・管理においては、森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図る順応的管理※の考え方方が重要です。

※順応的管理とは、定期的なモニタリング等の調査による変化と現状の把握に基づいて、計画を検証・修正する、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）及びAction（対応）のPDCAサイクルを常に回すことによって、その時々の最新の科学的知見等に基づいた最適な管理を行うために、継続的に改善を図っていく手法です。

■ 保護林の順応的管理



1 はじめに



2 モニタリングの全体像



3 モニタリングの具体的な手順



4 モニタリング結果の公表



5 Q & A



卷末資料

(2) モニタリングの基準・指標



Point!

「デザイン」、「価値」、「利活用」、「管理体制」の4つの観点から保護林の機能評価を行います。

保護林の設定目的に照らして保護林の機能を評価するため、保護林区分ごとに「基準・指標」を設定しています。

基準は、「デザイン」、「価値」、「利活用」、「管理体制」の4つの観点で設定されており、それぞれの基準の下に、保護林の設定目的に応じた機能評価の具体的な指標が設定されています。(巻末資料:保護林区分別モニタリング調査体系表)

■モニタリングの基準・指標の概要

区分	観点	基準	指標
森林生態系保護地域	デザイン	気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林が維持されている	原生的な天然林等の構成状況
	価値	森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護が図られている	野生生物の生育・生息状況 森林の被害状況
	利活用	森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用状況
	管理体制	適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取組実績、巡視状況等
生物群集保護林	デザイン	地域固有の生物群集を有する森林が維持されている	自然状態が十分保存された天然林等の構成状況
	価値	森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護が図られている	野生生物の生育・生息状況 森林の被害状況
	利活用	森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用状況
	管理体制	適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取組実績、巡視状況等
希少個体群保護林	デザイン	希少な野生生物の生育・生息地及び個体群の存続に必要となる更新適地等が維持されている	希少個体群の生息・生育環境となる森林の状況 森林の被害状況
	価値	保護対象とする希少な野生生物が健全に生育・生息している	保護対象とする希少な野生生物の生育・生息状況
	利活用	森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用
	管理体制	適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取組実績、巡視状況等